

柔道整復師養成分野
第三者評価実施要項
【分野別評価版】

(令和 6 年度版)

令和 6 年 7 月

一般社団法人柔道整復教育評価機構

はじめに

～独立した分野別評価について～

令和6年度から、柔道整復分野の教育を主要な対象とする評価を新たな評価種目として設置し、分野別第三者評価を開始します。本実施要項は、その分野別評価基準に基づき実施される分野別第三者評価の概要を示したものです。

一般社団法人柔道整復教育評価機構は、令和4年度柔道整復師養成施設の指定規則、指導ガイドラインの遵守という観点からの第一段階評価を実施、続いて令和5年度には、柔道整復分野の教育等を対象とする分野別評価とこれを包含する学校及び法人としての運営・財務等の評価としての機関別評価をも行う統合版第三者評価を評価種目として、第三者評価を実施したところです。

ここまでの評価実施の経験を踏まえ、柔道整復分野に関して教育等の評価の精度を高める必要性が生じたこと、また統合版に取り組む前に分野別評価のみを先行して受審したいとの会員校の要望に対応するため、新たに分野別評価部分を独立させ、その評価基準を再整備し、分野別第三者評価を新たな評価種目とするに至りました。

また令和6年6月7日には、学校教育法の一部を改正する法律案が参議院本会議にて採決され全会一致で可決成立しました。この法律には、「(専門学校に) ……外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める」との改正条項が学校教育法132条の2として設けられました。「外部の識見を有する者」とは実際には第三者評価機関を指します。

これまで専門学校の学校評価の根拠は、同法42条の小学校等の条項に準ずるとされていたに過ぎず、それ故、今回は独立した法的根拠が明確に定められたことになり、専門学校の第三者評価は画期的な第一歩を踏みだしたと言えます。

本機構は、こうした学校評価の動向に先駆け第三者評価機関として発足しました。また機構としては、職業教育に不可欠の分野別第三者評価を学校評価において進展・確立することを重視しています。令和6年度から開始する独立した分野別評価は、その意味でも機構にとって重要な事業となると思われます。

会員校の皆様におかれては、今回の評価新種目設置についてご理解いただき、受審いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 柔道整復教育評価機構
理事長 関口正雄

【第三者評価の目的と基本方針等】

1 第三者評価事業の目的

- (1) 柔道整復師養成専門学校の教育の質・水準の明確化
- (2) 柔道整復師養成専門学校の教育の質・内容の向上
- (3) 柔道整復師養成専門学校の社会的認知の向上
- (4) ステークホルダーとの協同関係の向上
- (5) 学校選択への利便性提供

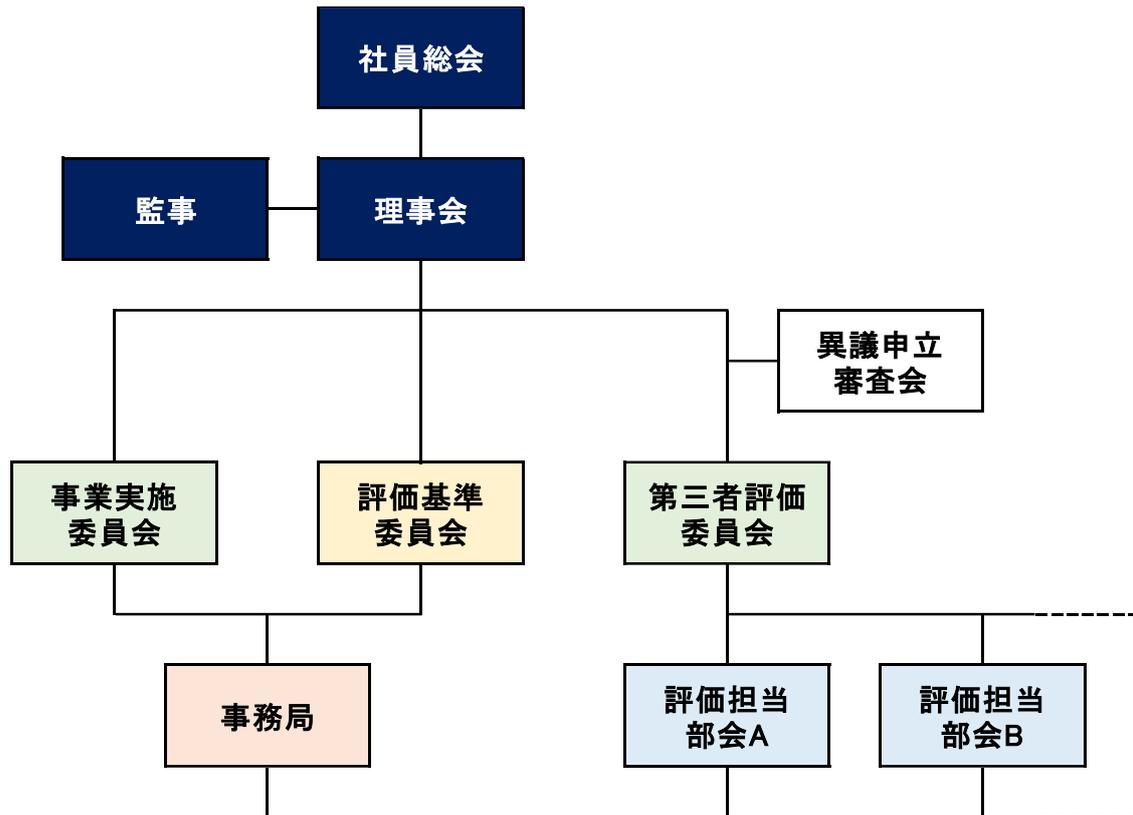
2 評価基本方針

- (1) 「柔道整復師養成分野 評価基準書【分野別評価版】 Ver.1.1」に基づく評価
- (2) 「柔道整復師養成分野 評価基準書【分野別評価版】 Ver.1.1」により受審校が作成した自己評価報告書を対象とする評価
- (3) 柔道整復師・学識者など専門学校以外の評価者も含む評価
- (4) 透明性・公開性の高い評価

3 評価の対象となる学校の要件

令和6年4月に、完成年度後（設置している課程、学科の卒業年次に達してから）1年以上経過している学校を評価の対象とします。

【評価の実施体制】



1 事業実施委員会

第三者評価事業の運営全般を担当し、理事会が選任する若干名で構成します。

2 第三者評価委員会

柔道整復師業界関係者、学識者、柔道整復師養成分野専門学校関係者から各1名の計3名で構成。委員の選任は理事会で行います。

3 評価担当部会【分野別版】

分野別評価においては、柔道整復師養成分野専門学校関係者(教務部長以上)2名、柔道整復師業界等関係者2名、学識者1名の計5名の評価者で構成されます。会員校や関連業界などに評価者の推薦を依頼し、評価者候補として予め登録した(評価者バンク)評価者を中心に評価を行います。登録者は専門学校等第三者評価事業の意義、概要、評価の方法など、評価をするための研修等を受講しています。

4 異議申立審査会

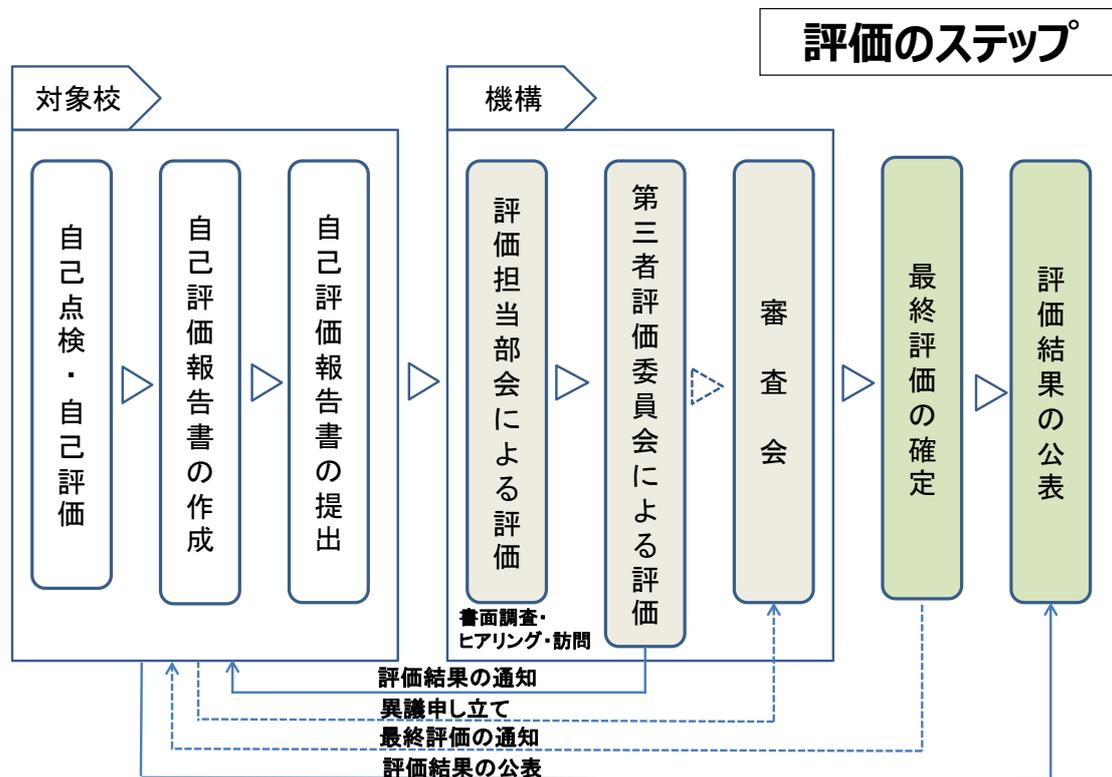
柔道整復師養成分野専門学校関係者1名、学識者2名の計3名で構成。

委員の選任は理事会で行います。

(事業実施委員会、第三者評価委員会、評価担当部会の各委員は対象外)

【評価のステップ】

第三者評価は、対象校の自己点検・自己評価から以下の手順で実施されます。



機構による評価の実施

受審校が提出した自己評価報告書に対し、機構は、評価担当部会及び第三者評価委員会の2段階で評価を実施します。

1 評価担当部会による評価

評価担当部会は、最初に評価を担当し、第三者評価報告書の原案を作成します。評価は以下の3つの方法で行います。

(1) 書面審査

評価者が自己評価報告書の記述内容、参照資料を精査します。具体的には、小項目ごとに記述内容の不明点、不足資料、確認を要する点などを整理し明確にします。小項目の補足として「評価の観点」がある場合は、その観点に沿った記述内容であるか、また参照資料と記述内容に齟齬がないか等を確認します。

(2) ヒアリング調査

学校関係者に対して、書面調査時における不明点などの確認、不足する資料の有無や再提示の依頼、評価書の記述を裏付ける調査などを行います。

(3) 訪問調査

点検項目のうち、実際に学校において確認を要する内容については、評価者が学校に向き、現地にて学校関係者との意見交換等を通じて調査・確認します。

学校側の出席者は、学校代表者、自己評価報告書作成責任者、教育責任者、柔道整復師学科長、学生代表など機構からの質問に対して責任を持って回答することができる学校関係者に参加をお願いします。

以上の調査を踏まえ、点検項目(小項目)の評価結果と総評についての評価担当部会のコメントを内容とした評価報告書原案を作成し、第三者評価委員会に提出します。

2 第三者評価委員会による評価

学校による自己評価報告書及び参照資料と評価部会の評価とその内容を記した評価報告書原案に対し、評価の妥当性、論理性、公平性などを検討し、問題点があれば、評価担当部会に確認や追加説明などを求めます。その上で、機構としての第一次評価を確定し、学校に通知します。

3 学校による異議申し立て

機構から通知を受けた学校は、評価の内容について確認し、点検項目(小項目)の評価結果とコメントについて、不服があるときは、その根拠と関連する資料などを提示し、異議を申し立てることができます。

4 異議申立審査会の最終評価

異議申立審査会は、学校から提出された異議の内容を、自己評価報告書、機構による第一次評価と照らし合わせて審査し、最終的な評価を確定します。

5 受審校への通知と結果の公表

異議申立審査会による最終評価は、受審校側に通知します。意義申立がない場合は、第三者評価委員会の評価によって確定した第一次評価を最終評価とします。

学校は、最終評価をホームページへの掲載などの方法で公表しなければなりません。

機構は評価結果を報告書にまとめ、報道機関等へ発表するとともに機構ホームページへ掲載するなど一般に公表します。

【評価基準と評価結果】

1 評価基準

評価基準は「柔道整復師養成分野 評価基準書【分野別評価版】(Ver.1.1)」を適用して行います。

2 評価基準設定の考え方

- (1) 関連法令や設置基準、柔道整復師養成施設指定規則及び指導ガイドラインをクリアしているか
- (2) 教育内容、教育活動等が柔道整復師養成分野の関連する業界や職種における人材要件(知識・技術・人間性)に基づくものであるか
- (3) 一般に高等教育に求められる事項や水準を満たしているか

3 評価基準の構成

大項目 6、中項目 13、及び点検項目となる小項目 50 の 3 層構成となっています。

評価を行う上でのポイントとなる具体的な事項を小項目として設けてあります。

小項目に「評価の観点」がある場合は、その観点に沿った内容で自己評価を記載ください。職業実践専門課程の要件を問う内容もありますが、認定を受けていない学校については、回答不要です。

4 評価の最終表現

総評として大項目ごとにコメントを示します。また小項目ごとに、「可(基準を満たしている)」、「要改善(基準を満たしていないとはいえないが、改善を要する)」、「不可(基準を満たしていない)」の評価結果とその理由についてコメントを示します。

5 修了証の交付と評価の有効期間

第三者評価を修了し、最終評価を学校ホームページ等で公開をした受審校に対しては、評価の有効期間を明記した修了証及び修了マークを交付します。

評価の有効期間は 5 年間で、評価を行った年度の 4 月 1 日から、5 年目の 3 月 31 日です。

柔道整復師養成分野 第三者評価 小項目一覧表【分野別評価版】

項目	項目内容
大項目1.	教育理念・目的・目標
中項目1-1	教育理念・目的・目標
小項目1-1-1	教育理念・目的・目標は文書化するなど明確に定めているか
小項目1-1-2	教育理念・目的・目標は、学内・学外に広く周知を図っているか
小項目1-1-3	教育理念・目的・目標に基づき学校における基本方針（三つのポリシー＝ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を設けているか
小項目1-1-4	三つのポリシー間での関連性、整合性を明確にしているか
小項目1-1-5	教育理念・目的・目標を実現するための将来ビジョンと中期計画を策定しているか
小項目1-1-6	教育理念・目的・目標に応じた柔道整復学科を設置しているか
小項目1-1-7	柔道整復学科の育成人材像は関連業界の人材要件（知識・技術・技能・態度等）に適合しているか
大項目2.	教育活動
中項目2-1	教育課程の編成
小項目2-1-1	ディプロマ・ポリシーにおいて卒業時点での学修成果目標は具体的に定められているか
小項目2-1-2	卒業時点での学修成果目標達成に向けカリキュラム・ポリシーが定められているか
小項目2-1-3	関連する業界等と連携した教育課程編成が行われているか
小項目2-1-4	指定規則・指導ガイドラインに定められた臨床実習のカリキュラムにおける意義・位置付けは明確にされているか
中項目2-2	授業の実施
小項目2-2-1	編成された各科目について科目の学修成果目標、授業内容、授業の方法、教材の位置付け等はシラバスに明示されているか
小項目2-2-2	臨床実習は、臨床実習指導者、実習調整者の配置等、法令に基づき実施されているか
小項目2-2-3	臨床実習において指導方法・評価基準・指導者との協議方法等を示した実施要項・マニュアルなどを整備・活用しているか
小項目2-2-4	業界と連携して、講義・演習・学内実習や臨床実習・インターンシップを行っているか
小項目2-2-5	多面的な授業評価は実施されているか
中項目2-3	教員体制
小項目2-3-1	担当科目に相応しい教員像、要件（指定規則上、さらに専門性、授業力、学生指導力等）を明確にしているか
小項目2-3-2	科目の教員像・要件に合う教員を配置しているか
小項目2-3-3	科目の教員像・要件に合う教員を採用しているか
小項目2-3-4	教員に取り組むべき目標・課題（学科目標達成上の役割の理解と意欲、授業改善・教育内容開発・授業方法の開発、退学率低減化、学生募集への貢献）を明示しているか
小項目2-3-5	教員の評価システムは整備されているか
小項目2-3-6	教員の目標・課題と評価結果を踏まえ組織的な教員の育成を図っているか
小項目2-3-7	組織的な教員研修において業界と連携しているか
小項目2-3-8	教員の授業力向上のため公開授業、研究授業のFD等、組織的取組を実施しているか
中項目2-4	教育施設・整備
小項目2-4-1	施設・設備は専門学校設置基準、養成施設指定規則・指導ガイドラインに適合しているか
小項目2-4-2	施設・設備は教育の必要性に対応できるよう整備・点検・保守・改修・更新されているか
大項目3.	学生支援
中項目3-1	退学率の低減化
小項目3-1-1	退学率低減化に対し要因分析、目標設定等、組織的に取り組んでいるか
中項目3-2	学生生活の支援
小項目3-2-1	学生の健康管理体制を整備しているか
小項目3-2-2	学生生活の実態調査等により学生生活の状況把握に努めているか
小項目3-2-3	学生の経済的側面に対する支援制度を整備しているか
小項目3-2-4	合理的配慮等、障がいのある学生への支援制度を整備しているか
小項目3-2-5	学業を含む学校生活に関する学生の意見・要望を組織的に把握・分析し、対応する体制を整備しているか
大項目4.	学修成果・評価・教育改善
中項目4-1	学修成果目標
小項目4-1-1	柔道整復師学科の学生が習得すべき専門的知識、専門的技術・技能、汎用的スキル、態度等を卒業時点での学修成果目標として学生他に明示しているか
小項目4-1-2	柔道整復師学科の卒業時点での学修成果目標においては、指定規則・指導ガイドラインで示された教育内容の学修成果目標が含まれているか
小項目4-1-3	各学年修了時での学修成果目標と、卒業時点での学修成果目標との整合性が図られているか
小項目4-1-4	臨床実習での学修成果および認定実技審査の審査結果は、卒業時点での学修成果目標に反映されているか
小項目4-1-5	資格合格率や就職率などは数値化された目標とされているか
中項目4-2	成績評価、卒業・進級判定
小項目4-2-1	ディプロマ・ポリシー（卒業時点での学修成果目標を含む）と、成績評価、卒業・進級判定基準が整合しているか
小項目4-2-2	GPAを成績評価方式の一つとして活用しているか
中項目4-3	卒業生の評価と支援、教育活動の改善
小項目4-3-1	卒業時点での学修成果と卒後の初期キャリアとの関連等について、業界における評価を把握しているか
小項目4-3-2	卒業生のキャリア形成を支援しているか
小項目4-3-3	卒業生の評価を、教育活動に反映しているか
中項目4-4	学科としての学修成果目標の評価と改善体制
小項目4-4-1	学科としての学修成果目標達成度と取組状況を分析・評価し課題を明確にしているか
小項目4-4-2	学修成果目標達成上の課題解決に向けた次年度、次年度以降の改善・向上に生かしているか
大項目5.	入学選考・学生募集
中項目5-1	アドミッション・ポリシーに基づく入学選考・学生募集
小項目5-1-1	ディプロマ・ポリシーに沿ったアドミッション・ポリシーになっているか
小項目5-1-2	アドミッション・ポリシーに示した応募者の出願を図っているか
小項目5-1-3	定員充足を目指した効果的な学生募集を行っているか
小項目5-1-4	アドミッション・ポリシーに沿った入学選考体制を整備しているか
大項目6.	学校評価による改善
中項目6-1	学校評価による改善
小項目6-1-1	本評価項目の各大項目（1～5）について自校点検評価結果に基づき改善を図っているか
小項目6-1-2	第三者評価の受審し、その評価結果に基づき改善を図っているか？

【評価費用】

1 基本費用 【分野別版】

機構の正会員が柔道整復分野別評価のみを受審した場合の受審料については申請1件当たり1,000,000円（税別）となります。

機構の発行する請求書に基づきお支払ください。

2 追加費用等

遠隔地への訪問調査については、交通費・宿泊費は学校の負担となります。

【評価のサイクル】

第三者評価の有効期間は、評価実施年度の4月1日から5年間としていますので第三者評価を受けるサイクルは5年ごととします。会員校は、入会年度から5年以内に原則として第三者評価を受けていただきます。その後、第2回以降の評価は、評価を受けた翌年度から5年以内に受けていただくこととなります。

【令和6年度 評価スケジュール】

第三者評価申込期限	令和6年6月28日（金）
評価対象校への説明会	令和6年7月12日（金）
自己評価報告書提出期限	令和6年9月27日（金）
評価担当部会による評価	令和6年10月から令和7年2月まで
第三者評価委員会による評価	令和7年3月
評価実施校への通知	第一次評価決定後直ちに通知
学校による異議申し立て	第一次評価通知後2週間以内
審査会の最終評価	令和7年3月末日までに完了